



## 富山県告示第201号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において4月22日から1箇月間一般の縦覧に供する。

令和6年4月22日

富山県知事 新 田 八 朗

道路の種類 及び路線名	区 間	供用開始の期日	縦覧場所
主要地方道 富山立山魚津 線	滑川市中新1412番から 滑川市中新1378番1まで	令和6年4月22日	新川土木 センター